

令和7年(2025年)1月7日

れきみん

資料館だより

No. Ⅲ-49

相生市立歴史民俗資料館

TEL (FAX) : 0791-23-2961 E-mail : aioi-rekishi-minzoku@vesta.ocn.ne.jp

あけましておめでとうございます

今年も、来館者・事業参加者、市民・歴史愛好者の皆様にとって親しみやすい、利用しやすい「れきみん」になるよう努めてまいります。

新しい年を迎え、新年度(4月以降)の事業計画を進めています。今年は、当資料館開館40周年を迎えます。また、矢野荘の史料として貴重な「東寺百合文書」の世界記憶遺産登録10周年に当たります。加えて、戦後80年、阪神・淡路大震災から30年という節目の年でもあります。



新年度は、これらの記念事業、関連事業を予定していますので、多くの皆様のご参加・ご来館をお待ちしています。なお、計画の詳細については、3月初旬に『れきみん 資料館だより』(当資料館ホームページにも掲載)等でお知らせしますので、ご覧ください。

1.17 阪神・淡路大震災から30年～あの日を忘れないために、あの日を知るために～

1月～3月の期間、震災発生直後の状況を報じた新聞や関係書籍を展示したコーナーを設けています。ご来館の際は、手にとってご覧ください。

〈連載 矢野荘-「中世あいおい」へのいざない-6〉 地頭・海老名氏

海老名氏 矢野荘の歴史的展開を考えると、海老名氏の動向はともにも重要な位置を占めています。海老名氏は、相模国海老名郷(神奈川県海老名市)に本拠をおいた御家人でした。海老名季久は源範頼(頼朝の弟)の配下にあつて、平氏追討で西国各地を転戦したようですが、その弟(第4子)の季能の家系が矢野荘域に移り住んだとみられています。

西遷御家人 源頼朝を中心に組織された鎌倉幕府は、矢野荘にも大きな影響を与えました。鎌倉幕府によって守護・地頭*が置かれたことはよく知られています。特に、承久の乱(1221年(承久3))において幕府方が勝利をおさめた後は、上皇方の約3000カ所にもものぼる所職*が没収され、幕府と強い絆のある東国武士に地頭職として与えられました。畿内・西国に地頭職を与えられた東国武士は一族をそこに移住させました。これを西遷御家人といい、海老名氏もその一例です。矢野荘では下司*の矢野氏が上皇方に加わって没落し、海老名氏が地頭として入りました。

新補地頭・海老名氏 相模国に本拠をおく海老名氏の嫡流家は室町時代に永享の乱(1438～39年)で滅亡しましたが、西遷御家人の海老名氏は矢野荘を足場に国人領主*

として成長しました。

西遷御家人として入った地頭（新補地頭）の得点は、以前の下司や地頭の得点を引継ぎましたが、それが不明だったり少ない場合は新補率法が適用されました。新補率法は11町別に1町の給免田が与えられ、反別に5升の加徴米を徴収し、山野河海から採れる所出物を領家と折半し、罪人の財産を没収する際には地頭が3分の1を取る規定でした。

矢野荘例名地頭職は家季（季能の子）→季景→泰季と相伝されたものとみられています。また、季景には二人の息子がおり、地頭職を二つに分け、嫡子と思われる泰季には例名の地頭職を、もう一人の季直には浦分（相生市城南部）の地頭職を譲り与えたと考えられています。

下地中分 西遷御家人が畿内・西国の荘園に入ったことによって、習慣の違いから文化摩擦を生んだようです。また、鎌倉時代後期以降、本家・領家*の立場は弱くなり、荘園支配をめぐって地頭と領家の紛争が頻発するようになりました。この問題の解決方法の一つに下地中分があります。下地中分とは、支配領域を領家と地頭で分割し、相互に干渉しないことを取り決めるというものです。

矢野荘例名でも、13世紀半ば～後半の相論等を経て、1299年（正安2）に領家の藤原範親と地頭の海老名泰季との間で下地中分が行なわれ、田畠と山野をほぼ等分に分割しました（西方（領家方）と東方（地頭方））。北部の山は三野寺（三濃山）観音堂と檜尾峰（能下の西側の尾根）とを結ぶ線を基準に東西に分けられました。しかし、浦分の帰属に争いが残りました。



浦分と海老名氏 新補地頭としての 現在も残る下地中分線（南から）左が領家方、右が地頭方 中央山頂は下土井城跡 海老名氏の動向について記してきましたが、浦分地頭職については、治承・寿永内乱（源平の内乱 1180～1185年）で駐留した海老名氏が、鎌倉時代初頭に獲得したとする見解もあり、このことが浦分別相伝の背景になったとの見方があります。

〈註〉

- * 守護・地頭…守護は国ごとに置かれ、国の御家人を統括し、重罪を取り締まる。地頭は荘園・公領に置かれ、荘園の管理と徴税を行なう。
- * 職（所職）…職務の権能とそれに付随する権益。
- * 下司…在地で実務を行った荘官。
- * 国人領主…御家人制が廃止された建武政権以降において、地頭職などの所職を引き続き所有し、守護の軍事動員に応じ、守護の指揮のもとで治安維持や使節遵行（幕府が発した所領訴訟の裁定を現地で強制執行する手続き）にたずさわった武家。
- * 本家・領家…本家は最上級の領主。領家は寄進した領主。

〈引用・参考文献〉

伊藤俊一 2021 『荘園 鎌田永年私財法から応仁の乱まで』（中央公論新社）

馬田綾子 1984 「鎌倉時代の矢野荘」『相生市史』第1巻（相生市・相生市教育委員会）

小川弘和 2024 『荘園制再編と中世日本』（勉誠社）

（中濱久喜）